

介護保険制度の充実を求める意見書

介護保険制度がスタートして10年を迎えたが、介護の現場では深刻な問題が山積している。特に、特別養護老人ホームの入所待機者は42万人に上り、在宅介護においても家族の心身の負担などが深刻な問題となっている。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、介護事業者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度に関わる方々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く聞かれる。

しかも、15年後の2025年には、65歳以上の高齢者人口がピークを迎えると言われている。今後、さらに進展する超高齢社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められている。

そのため、2012年に行われる介護保険制度の改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要である。

よって、国におかれては、介護保険制度の抜本的な基盤整備をするため、下記の事項について早急な取り組みを行うよう強く要望する。

記

- 1 介護施設不足による施設待機者を解消するため、療養病床廃止計画を見直し、介護3施設（特養、老健、療養病床）やケアハウスなどの特定施設、グループホームは大幅な整備を促進すること。
- 2 在宅介護への支援を強化するため、24時間365日利用できる訪問介護サービスを大幅に拡充すること。
- 3 煩雑な事務処理の仕分けを行い、保険手続や介護認定審査会を簡素化し、利用しやすい制度に転換すること。
- 4 介護従事者の賃金の大幅アップなど待遇改善に繋がる介護報酬の引き上げを行うこと。
- 5 介護保険料の上限が高くなり過ぎないように抑制するため、公費負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年2月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	